

新規加入・増額のおすすめ



ネットコープ共済制度

団体定期保険



従業員の福利増進のために!

法人経営者・個人事業主のみなさまのための制度です!

Look!

年金払特約が付保されています!

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことが可能です。
※詳しくは1ページ、13ページをご確認ください。

Look!

リビング・ニーズ特約が付保されています!

※余命6カ月以内と判断される場合に、保険金のお受取りが可能です。詳しくは1ページをご確認ください。

Look!

保障額の選択範囲が充実しています!

※詳しくは5～6ページをご確認ください。

Look!

ご加入の方が利用いただける付帯サービス「N-コンシェルジュ」をご用意しています!

※詳しくは3～4ページをご確認ください。

効力発生日と申込締切日

効力発生日

2024年4月1日

申込締切日

2024年1月31日(水)

毎月加入いただけます!

- 当保険制度は追加募集をしておりますので、左記効力発生日以外でも加入(*)可能です。追加募集時に加入(*)される場合は、以下の効力発生日・申込締切日をご確認のうえネットコープ共済事務局へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。
- (*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

効力発生日

引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、その翌月1日となります。

申込締切日

毎月5日

当パンフレットには全国情報ネットワーク協同組合と保険会社からお知らせする「契約概要」「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

全国情報ネットワーク協同組合

個人情報の取扱いに関する全国情報ネットワーク協同組合と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、全国情報ネットワーク協同組合(以下、「協同組合」といいます。)を保険契約者とし、協同組合所属(加盟)の事業所(以下、「事業所」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、協同組合および事業所は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、協同組合がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
協同組合および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、協同組合、事業所および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き協同組合、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。



ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>

全国情報ネットワーク協同組合

ネットコープ共済事務局 TEL:0120-368-377(通話料無料)

【受付時間 月曜日～金曜日 午前10:00～11:30 午後1:30～4:00(祝日を除く。)]

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-5-5 藤ビル3階

TEL:03-3517-4501 FAX:03-3517-4500

メールアドレス:nc-kyosai@net-coop.jp HP:https://net-coop.jp

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(932-6446)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

<指定紛争解決機関>

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記> 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有な名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



ネットコープ共済制度の特徴

福利厚生制度の一環として お役に立っています。

従業員の死亡退職金、
弔慰金の準備資金



従業員の
モチベーションアップ



1 更新日から1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、 配当金をお受取りになれます！

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

2 団体保険としての割引が適用されたお手頃な掛金です！

▶詳細は5～6ページの「保障額と掛金」をご覧ください。

3 ネットコープ共済制度の掛金は制度運営費を差引いた金額が、 原則として、全額損金または必要経費に算入できます！

※2023年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

4 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです！

5 法定労働災害補償(労災)の支給に関係なく支払われます！

Look!

「年金払特約」が付保されています！

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます！
万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としても活用いただくことができます。

※リビング・ニーズ特約の特約保険金については対象外です。
※死亡保険金受取人が事業主の場合は、被保険者の遺族の了解が必要です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

1 全額一時金

保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。



2 一時金 + 年金

葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は、分割にして、今後の生活費や教育費にあてよう。



3 全額年金

一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費を増やしたい。



Look!

「リビング・ニーズ特約」が付保されています！

保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

- リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。
 - 所定の範囲内で必要に応じた金額を請求できます。
 - リビング・ニーズ特約は無料です。
- ▶詳細は11ページの「保険金のお支払事由」、12～13ページの「保険金をお支払いしない場合等(詳細)」をご確認ください。

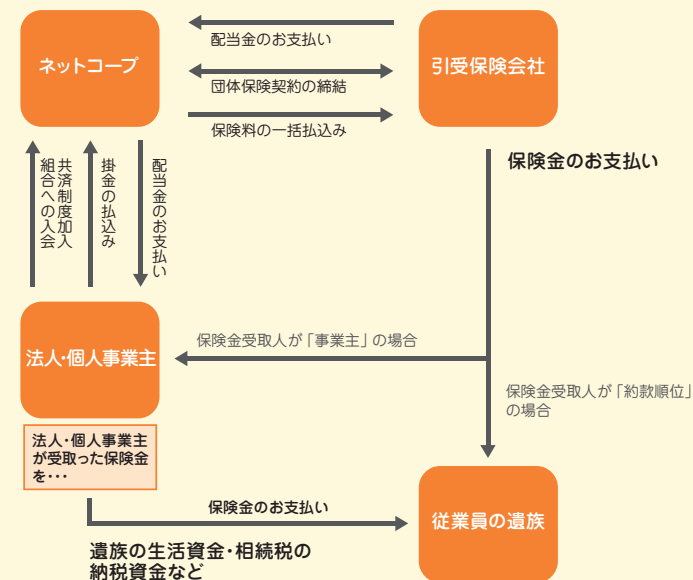
ご家族と一緒に
過ごす費用に!!



高額な先進医療の
費用に!!



しくみ図



ご加入のモデルケース

例えば・・・

●A社 / 役員・従業員19名

加入形態

代表者 : 50歳(男性) 1名
役員クラス : 45歳(男性) 3名
課長クラス : 35歳(男性) 5名
その他従業員 : 30歳(男性) 10名

掛金負担者 : 法人・個人事業主
被保険者 : 役員・従業員
保険金受取人 : 法人・個人事業主

	死亡・高度障害時保険金額	加入人数	月払掛金(1人あたり)	月払掛金合計
代表者	3,000万円	1名	8,430円	8,430円
役員クラス	2,000万円	3名	4,200円	12,600円
課長クラス	500万円	5名	705円	3,525円
その他従業員	100万円	10名	141円	1,410円
合計		19名	—	25,965円

※上記はご加入の一例であり、実際の取扱いとは異なる場合があります。
※上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2024年4月1日)から適用します。
※掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がると、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
※掛金と保険年齢の詳細については、5～6ページの「保障額と掛金」をご確認ください。



「N-コンシェルジュ」

(企業保険商品付帯サービス)のご案内

ネットコ-プ共済制度
(団体定期保険)
ご加入者特典!

N-コンシェルジュは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から趣味に至るまで豊富なメニューをご用意。以下のURLより今すぐご確認ください。

生活に役立つ情報・特典がいっぱい！！

1 ベネフィットN



生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の
豊富なメニューを優待価格でご利用になれます。

2 バリューサービス



日本生命グループおよび提携先より、各種商品・
サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供
します。

3 ヘルスケアサポート



健康、介護、メンタルヘルスに関してのご相談を
専門家がお受けいたします。ご加入者のみならず、
同居のご家族も無料でご利用になれます。

N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単！！

【URL】 <https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/121>



「お気に入り」に登録されたみなさまへ

ログイン後のTOPページを「お気に入り(ブックマーク)」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されます。ログインIDには「netcoop」を入力してください。

【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。＜対象商品＞所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、または団体長期障害所得補償保険 ●「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。●記載の情報は、2022年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

ヘルスケアサポート サービス内容について

電話相談

健康・介護・メンタルヘルスに関するお電話は
0120-800-173 (通話料無料)

※ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。また、左記電話番号をご利用にならない場合には、お手数ですがメール相談のご利用、もしくは**03-6737-9626** (通話料お客様負担) をご利用ください。なお、メール相談については、前述のURLよりご利用になれます。

メンタルヘルスサポート

◆メンタルヘルス相談

メンタルヘルスについて看護師等に相談することができます

メール・ネット
電話

【受付時間】 24時間 年中無休

◆メンタルヘルスカウンセリング

メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします (予約制)

電話

【予約受付時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)9:30～17:00
【実施時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)9:30～17:00

◆メンタルヘルスカウンセリング

全国47都道府県にあるカウンセリングルームで、メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします (予約制)

対面

【予約受付時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)9:30～17:00
【実施時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)10:00～20:00
土曜日(祝日・12/29～1/4を除く)10:00～18:00

■看護師等がカウンセリングを必要と判断した場合は、以下の電話カウンセリングをご案内することがあります
■メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
■メール相談の標準回答は4営業日以内(土日祝日・12/29～1/4を除く)です

■お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
■予約制 1回30分です
■予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
■お一人様につき年間5回までご利用になれます

■お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
■カウンセリングルームにより実施時間は異なります
■予約制 1回50分です
■予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
■お一人様につき年間3回まで無料でご利用になれます

◆健康・介護相談

お体の不調や健康管理、ご家族の介護に関する相談に
看護師等がお応えします

メール・ネット
電話

【受付時間】 24時間 年中無休

◆医療機関・介護施設案内

お近くの医療機関・介護施設や専門の医療機関の情報を
ご提供します

メール・ネット
電話

【受付時間】 24時間 年中無休

◆有料老人ホーム・健康サービスの取次ぎ

【受付時間】 月～金曜日(祝日・12/30～1/3を除く)9:00～17:00

メール・ネット
電話

■メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
■メール相談の標準回答は4営業日以内(土日祝日・12/29～1/4を除く)です

■紹介状等は発行しておりません
■受診料等は自己負担となります
■メール相談の標準回答は4営業日以内(土日祝日・12/29～1/4を除く)です

■有料老人ホームの取次ぎでは、全国で提携している有料老人ホームの「入居一時金割引」や「体検入居割引」のご案内をします
■健康サービスの取次ぎでは、人間ドックの割引取次ぎ、および情報提供を行います

◆専門医相談・女性専用相談・育児相談・ 管理栄養士相談

専門医相談 約250名の指導医や独自に集積した専門医データベースの中から病状に応じた適切な医師に相談できます
女性専用相談 女性限定で、健康に関する悩みを女性医師に相談できます
育児相談 お子様(小学生まで)の健康に関する悩みについて、小児科医、看護師等に相談できます
管理栄養士相談 健康保持増進のための栄養、食事に関する悩みについて管理栄養士が相談を受けます

電話

【受付時間】 24時間 年中無休

■本サービスは相談であり、診察・診療ではありません
■電話相談のみで紹介状の発行も可能です
ただし、発行する紹介状は相談情報提供書であるため、医療法上の診療情報提供書とは異なります
このため、紹介先の医療機関を受診する際に特定療養費(初診料)がかかる場合があります

サポート

◆FP・税務相談

遺産相続や相続税に関する相談、その他相続手続きについて税理士に
相談できます

電話

【受付時間】 月～金曜日(祝日・12/28～1/4を除く)10:00～18:00

■遺産相続やさまざまな手続きをまとめた冊子(遺族向けガイドブック)をヘルスケアサポートのWEBサイトにてご確認ください
■電話番号は他のサービスと異なります。遺族向けガイドブックに記載しております
■ご加入者のご遺族のご相談の利用期間は万一の際から3年間となります

【ヘルスケアサポートについてのご留意点】

緊急の相談・美容相談・民間療法の相談等については、相談いただけない場合があります。医療過誤・医療訴訟等には対応できません。一般的な情報提供を目的としており、医師による診療行為またはこれに類似するものではありません。

保障額と掛金

保障額は役職により13ランクから選択できます！

※効力発生日現在で、保険年齢71歳以上の方は1,000万円が上限です。また、新規加入・増額はできません。

- 当/バンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 以下の保険金額以外にご加入の方の掛金については、ネットコープ共済事務局までご照会ください。
また、個人負担タイプとあわせて、5,000万円が上限となります。
- 更新日現在保険年齢71歳以上の方で、保険金額1,000万円超にご加入の場合は、更新日付で自動的に1,000万円へ減額して更新されます。(お手続きは不要です。) 保険金額1,000万円未満へ減額の場合は「加入申込書兼告知書」を必ずご提出ください。

対 象			本 人													
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		性別	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	
月払掛金（概算）	保 険 年 齢	15歳～35歳 (1988.10.2生～ 2009.10.1生)	男性	141 円	282 円	423 円	564 円	705 円	846 円	987 円	1,128 円	1,269 円	1,410 円	2,115 円	2,820 円	4,230 円
			女性	107 円	214 円	321 円	428 円	535 円	642 円	749 円	856 円	963 円	1,070 円	1,605 円	2,140 円	3,210 円
		36歳～40歳 (1983.10.2生～ 1988.10.1生)	男性	167 円	334 円	501 円	668 円	835 円	1,002 円	1,169 円	1,336 円	1,503 円	1,670 円	2,505 円	3,340 円	5,010 円
			女性	148 円	296 円	444 円	592 円	740 円	888 円	1,036 円	1,184 円	1,332 円	1,480 円	2,220 円	2,960 円	4,440 円
		41歳～45歳 (1978.10.2生～ 1983.10.1生)	男性	210 円	420 円	630 円	840 円	1,050 円	1,260 円	1,470 円	1,680 円	1,890 円	2,100 円	3,150 円	4,200 円	6,300 円
			女性	171 円	342 円	513 円	684 円	855 円	1,026 円	1,197 円	1,368 円	1,539 円	1,710 円	2,565 円	3,420 円	5,130 円
		46歳～50歳 (1973.10.2生～ 1978.10.1生)	男性	281 円	562 円	843 円	1,124 円	1,405 円	1,686 円	1,967 円	2,248 円	2,529 円	2,810 円	4,215 円	5,620 円	8,430 円
			女性	223 円	446 円	669 円	892 円	1,115 円	1,338 円	1,561 円	1,784 円	2,007 円	2,230 円	3,345 円	4,460 円	6,690 円
		51歳～55歳 (1968.10.2生～ 1973.10.1生)	男性	388 円	776 円	1,164 円	1,552 円	1,940 円	2,328 円	2,716 円	3,104 円	3,492 円	3,880 円	5,820 円	7,760 円	11,640 円
			女性	285 円	570 円	855 円	1,140 円	1,425 円	1,710 円	1,995 円	2,280 円	2,565 円	2,850 円	4,275 円	5,700 円	8,550 円
		56歳～60歳 (1963.10.2生～ 1968.10.1生)	男性	540 円	1,080 円	1,620 円	2,160 円	2,700 円	3,240 円	3,780 円	4,320 円	4,860 円	5,400 円	8,100 円	10,800 円	16,200 円
			女性	349 円	698 円	1,047 円	1,396 円	1,745 円	2,094 円	2,443 円	2,792 円	3,141 円	3,490 円	5,235 円	6,980 円	10,470 円
	61歳～65歳 (1958.10.2生～ 1963.10.1生)	男性	802 円	1,604 円	2,406 円	3,208 円	4,010 円	4,812 円	5,614 円	6,416 円	7,218 円	8,020 円	12,030 円	16,040 円	24,060 円	
		女性	448 円	896 円	1,344 円	1,792 円	2,240 円	2,688 円	3,136 円	3,584 円	4,032 円	4,480 円	6,720 円	8,960 円	13,440 円	
	66歳～70歳 (1953.10.2生～ 1958.10.1生)	男性	1,167 円	2,334 円	3,501 円	4,668 円	5,835 円	7,002 円	8,169 円	9,336 円	10,503 円	11,670 円	17,505 円	23,340 円	35,010 円	
		女性	588 円	1,176 円	1,764 円	2,352 円	2,940 円	3,528 円	4,116 円	4,704 円	5,292 円	5,880 円	8,820 円	11,760 円	17,640 円	
	継続加入のみ	71歳 (1952.10.2生～ 1953.10.1生)	男性	1,513 円	3,026 円	4,539 円	6,052 円	7,565 円	9,078 円	10,591 円	12,104 円	13,617 円	15,130 円			
			女性	765 円	1,530 円	2,295 円	3,060 円	3,825 円	4,590 円	5,355 円	6,120 円	6,885 円	7,650 円			
		72歳 (1951.10.2生～ 1952.10.1生)	男性	1,669 円	3,338 円	5,007 円	6,676 円	8,345 円	10,014 円	11,683 円	13,352 円	15,021 円	16,690 円			
			女性	847 円	1,694 円	2,541 円	3,388 円	4,235 円	5,082 円	5,929 円	6,776 円	7,623 円	8,470 円			
		73歳 (1950.10.2生～ 1951.10.1生)	男性	1,850 円	3,700 円	5,550 円	7,400 円	9,250 円	11,100 円	12,950 円	14,800 円	16,650 円	18,500 円			
			女性	943 円	1,886 円	2,829 円	3,772 円	4,715 円	5,658 円	6,601 円	7,544 円	8,487 円	9,430 円			
		74歳 (1949.10.2生～ 1950.10.1生)	男性	2,060 円	4,120 円	6,180 円	8,240 円	10,300 円	12,360 円	14,420 円	16,480 円	18,540 円	20,600 円			
			女性	1,049 円	2,098 円	3,147 円	4,196 円	5,245 円	6,294 円	7,343 円	8,392 円	9,441 円	10,490 円			
		75歳 (1948.10.2生～ 1949.10.1生)	男性	2,308 円	4,616 円	6,924 円	9,232 円	11,540 円	13,848 円	16,156 円	18,464 円	20,772 円	23,080 円			
			女性	1,164 円	2,328 円	3,492 円	4,656 円	5,820 円	6,984 円	8,148 円	9,312 円	10,476 円	11,640 円			

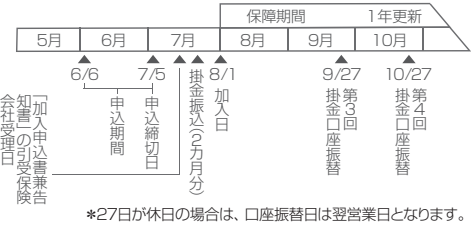


- 掛金は毎月口座から振替えます。口座振替については6ページの「お申込み手続きのスケジュールについて」をご確認ください。[収納代行会社：明治安田収納ビジネスサービス（株）]
- 上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は2024年4月1日）から適用します。追加募集の際に加入（*）される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、ネットコープ共済事務局までご照会ください。
（*）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。
- 掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 掛金は保険金決定基準に従い、お選びください。
- 以下の金額が「制度運営費」として掛金に含まれております。
死亡保険金額（高度障がい保険金額）100万円あたり50円

お申込み手続きのスケジュールについて

- 毎月5日、ネットコープ共済事務局必着にて「加入申込書兼告知書」を提出いただきます。
選択いただいた初回のお支払い方式により、加入日が決定されます。
- ①第1回・第2回掛金が振込方式の場合
申込締切日の翌月1日が加入日となります。
第1回掛金および第2回掛金を締切月の27日までに指定口座にお振込みください。
第3回掛金から口座振替となります。（口座振替日：毎月27日）
- ②第1回掛金がキャッシュレス方式の場合
申込締切日の翌々月1日が加入日となります。
第1回掛金は、加入日の前月27日に口座振替となります。
※以降は、当月分掛金を前月27日に自動的に口座振替いたします。

〈例〉第1回・第2回掛金が振込方式の場合（8/1加入日の場合の例）



ご契約の概要について（契約概要） 団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。



加入資格

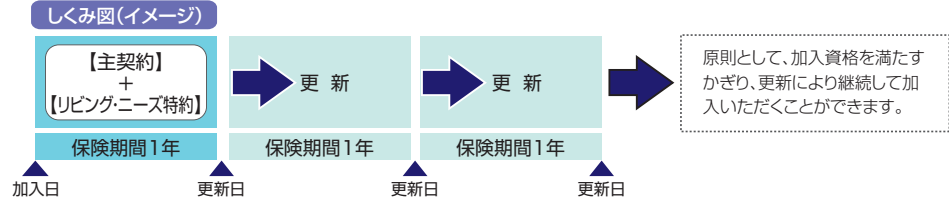
- 以下の加入資格の他、「加入申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
《本人》 全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の組合員企業の役員・従業員および全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の役員・従業員の方
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

- 【ご注意】
- (1) 一旦加入すれば、その後病気になるれても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
 - (2) 組合員企業（事業主）が全国情報ネットワーク協同組合の組合員企業資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。（この場合、加入されているその組合員企業（事業主）の役員・従業員も年齢によらず脱退となります。）
また、本人から退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合にも、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
 - (3) リビング・ニース特約付加時に被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その被保険者はリビング・ニース特約に加入することができません。

- 本制度への加入（＊）手続きに際しては、加入（＊）者（被保険者）の同意印が必要です。（「申込書兼告知書」に、加入（＊）者（被保険者）の同意印を押印してください。）
- 加入（＊）の同意印のない方は加入（＊）できません。
- （＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属（加盟）事業所の所属員等の方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくは13ページの「保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】	
死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（＊）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

【リビング・ニース特約】	
リビング・ニース特約の特約保険金	保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

ご参照

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」（9ページ）、【制度の詳細とその他取扱い】（11～13ページ）を必ずご確認ください。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～2025年3月31日までです。
以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹・事業主・約款順位から選択できます。
「約款順位」とは、以下の順位です。
被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹
- 本人の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身です。
- 死亡保険金受取人を事業主とした場合は保険金請求時に労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）および第43条（遺族補償の受給者および順位）に定める遺族補償を受けるべき被保険者の遺族の了解が必要です。
- リビング・ニース特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は全国情報ネットワーク協同組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付リビング・ニース特約付リビング・ニース特約の指定代理請求の特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
 - この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2023年7月26日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- | | | |
|--------|---|---------------------------------------|
| 引受保険会社 | 日本生命保険相互会社（70％）（事務幹事会社）
大樹生命保険株式会社（3％） | 第一生命保険株式会社（25％）
メットライフ生命保険株式会社（2％） |
|--------|---|---------------------------------------|

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報） 団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。



クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

- 告知の義務**
- 被保険者となられる方の健康状態等について、事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
 - 本人（主たる被保険者）のお申込みにあたり、複数名記入できる連記式の「申込書兼告知書」を使用する場合は、保険契約者が告知してください。単記式の「申込書兼告知書」を使用する場合は被保険者となられる方ご本人が告知してください。
 - 告知内容によっては、ご加入（＊）をお断りすることがありますが、傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。
 - 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。
- 正しく告知いただけない場合の取扱い**
- 告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知内容等の確認**
- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（＊）を承諾した場合、2024年4月1日（加入日（＊））から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記加入日（＊）以外でも加入（＊）可能です。追加募集においては、引受保険会社にご加入（＊）を承諾した場合、所定の加入日（＊）から保険契約上の責任を負います。
- 追加募集時に加入（＊）される場合は、毎月5日までにネットコープ共済事務局へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、加入日（＊）は、その翌月1日となります。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。
- 【主契約】**
- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・ 加入日（＊）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・ 戦争その他の変乱によるとき
- 【高度障がい保険金】**
- 原因となる傷病が加入日（＊）前に生じている場合
- 【すべての保険金】**
- 告知義務違反による解除の場合
 - 詐欺による取消の場合
 - 不法取得目的による無効の場合
 - 保険契約が失効した場合
 - 重大事由による解除の場合
- 【リビング・ニース特約】**
- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・ 保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・ 戦争その他の変乱によるとき

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。（例えば、7月24日に脱退された場合、7月分掛金を払込みいただき、7月31日が保障終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

- 全国情報ネットワーク協同組合の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。（お問合せ先）生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、全国情報ネットワーク協同組合経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに全国情報ネットワーク協同組合のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>）

指定代理請求制度に関する留意事項

- リビング・ニース特約の特約保険金について、事業主負担タイプでは、指定代理請求人を指定することはできません。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

更に詳しい内容について（制度の詳細とその他取扱い）

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。



● 保険金のお支払事由

● 主契約

【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（※1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（※2）に定める高度障がいの状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（※1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（※2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

- （1）視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- （3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- （1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 言語構成機能障がい、口唇舌、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出しにより発音が不能の場合
- （2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

● リビング・ニース特約

【リビング・ニース特約の特約保険金】

保険期間中に被保険者の余命が6カ月以内（※3）と判断される場合に、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者の指定した金額（100万円単位）をリビング・ニース特約の特約保険金としてお支払いします。ただし、特約保険金のお支払いは、被保険者が主たる被保険者の場合は、1,000万円を限度とし、1被保険者について1回限りです（個人負担タイプを含む）。

また、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いした場合、死亡保険金額はお支払いした金額分だけ減額されます。

なお、その被保険者について、死亡保険金または高度障がい保険金がすでに支払われている場合は、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。

（※3）余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることを意味します。余命6カ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が行います。

● 保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（※1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（※2）
- （※1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- （※2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（※1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
したがって、原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

● 告知義務違反による解除の場合

ご加入（※1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（※1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

● 詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

● 不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

● 保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

● 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

【リビング・ニース特約】

※リビング・ニース特約は、主契約の被保険者（本人・配偶者）の死亡保険金についてのみ、所定の条件のもと、全部または一部をお支払いする特約です。

○引受保険会社は、リビング・ニース特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・戦争その他の変乱。（※3）

（※3）ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニース特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニース特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

～また、以下のような場合にリビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません～

- ・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者が死亡しているとき。
- ・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者について死亡保険金または高度障がい保険金の請求を受け、死亡保険金または高度障がい保険金支払われるとき。

Memo

● 税務上のお取扱い